

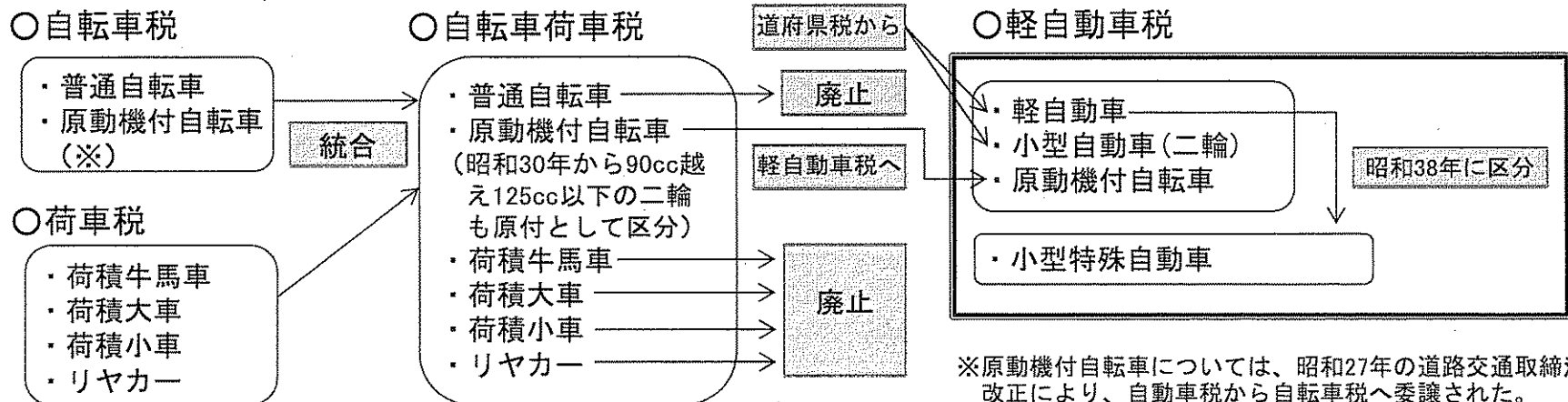
# 軽自動車税について



## 軽自動車税の沿革

- 昭和15年 市町村税として自転車税、荷車税が法定される
- 昭和29年 自転車税と荷車税を市町村税の自転車荷車税へ統合
- 昭和30年 道路運送車両法施行規則の改正により、軽自動車とされていた90cc超え120cc以下の二輪を原動機付自転車として区分
- 昭和33年 零細課税を整理する観点から市町村税の自転車荷車税を廃止うち原動機付自転車は存続させ、道府県税から二輪の小型自動車及び軽自動車の移譲を受け、市町村税として新たに軽自動車税を創設
- 昭和38年 道路運送車両法の改正により、軽自動車に含まれていた農耕作業用自動車及び特殊作業用自動車を新しく小型特殊自動車として区分
- 昭和51年 制限税率1.2倍を設定
- 昭和60年 原動機付自転車の区分の中にミニカー（一定の三輪以上）の細目を新設
- 平成18年 制限税率を1.5倍に引き上げ

### （参考）課税客体の変遷



昭和15年

昭和29年

昭和33年

## 軽自動車税の標準税率の推移

(単位:円)

区 分			昭和25年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和33年	昭和36年	昭和37年	昭和40年	昭和51年	昭和54年	昭和59年	昭和60年	
原動機付 自転車 (125cc以下)	50cc以下		自転車税		自転車荷車税		500				650	700	1,000		
	50cc超90cc以下		200		500	500	800				1,000	1,100	1,200		
	90cc超		500	700		1,000	1,000				1,300	1,450	1,600		
	ミニカー ※		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500
軽自動車 (660cc以下)	二輪(側車付を含む) (250cc以下)		自動車税					1,500			2,000	2,200	2,400		
	三輪		都道府県税					2,000			2,600	2,850	3,100		
	四輪	乗用	営業用	500	700	1,500	1,500				3,000	4,500	5,200	5,500	
			自家用									5,900	6,500	7,200	
		貨物用	営業用									2,500	2,900	3,000	
			自家用										3,300	3,650	4,000
二輪の小型自動車(250cc超)		1,000	1,400	2,500	2,500						3,300	3,650	4,000		
〈参考〉 小型自動車 (1,000cc以下)	乗用	営業用	3,000	4,200	8,000					6,000	7,000	7,500			
		自家用	4,500	7,200	16,000					12,000	18,000	23,500	25,500	29,500	

※ミニカーとは、排気量が20cc超50cc以下又は定格出力が0.25kw超0.6kw以下の原動機を有する車で、下記に掲げるもの。

- 1 輪距が50cm超で3輪以上の車
- 2 輪距が50cm以下で車室を有する4輪以上の車
- 3 輪距が50cm以下で側面が解放されていない車室を有する3輪の車